

西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する等の規則制定の件

西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する等の規則を次のように制定する。

令和4年3月16日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する等の規則

(西宮市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第1条 西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条表中

「

学校支援部	地域学校協働課
	学事課
	学校改革課

」

を

「

学校支援部	地域学校協働課
	青少年育成課
	学事課
	学校改革課

」

に改める。

第5条第1項中「総括して行う課等」を「総括して行う課」に改める。

第5条第3項中「左欄の課等」を「左欄の課」に改める。

第5条第3項表中

「

課等	事務
----	----

」

を

「

課	事務
---	----

」

に改め、

「

青少年育成課	青少年育成課における予算経理及びその他庶務並びに青少年育成センター内の総合的調整
--------	--

」

を

「

青少年育成課	青少年育成課における予算経理及びその他庶務
--------	-----------------------

」

に改める。

第12条第4項第3号中「他課の所管」を「他課」に改める。

第12条第6項を次のように改める。

6 学校管理課

- (1) 学校管理課における予算経理及びその他庶務に関する事。
- (2) 学校管理運営事務、学校運営費標準及び設備基準に関する事。
- (3) 学校園における物品出納事務及び財務会計事務に関する事。
- (4) 学校施設の維持管理（土木局営繕部学校施設保全課の所管に属するもの及び学校長が実施決定するものを除く。）に関する事。
- (5) 教育財産（動産及び他課に属するものを除く。）の管理に関する事。
- (6) 学校施設の用地に係る権利関係その他の実態調査及び確認に関する事。

- (7) 学校施設の目的外使用に関する事。
- (8) 学校体育施設開放事業に関する事。
- (9) 学校園の消防計画に係る指導助言及び連絡調整並びに防火管理者の選任及び解任の届出手続に関する事。

第12条第7項第4号を次のように改める。

- (4) 学校施設の整備に係る計画策定及び事業推進に関する事（他課に属するものを除く。）。

第12条第7項第8号中「義務教育」を「学校」に改める。

第13条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 青少年育成課

- (1) 青少年育成課における予算経理及びその他庶務に関する事。
- (2) 青少年問題の調査研究及び啓発に関する事。
- (3) 青少年の健全育成の推進に関する事。
- (4) 青少年関係団体の育成に関する事。
- (5) 他都市との交流事業実施に関する事。
- (6) 青少年活動指導者の育成に関する事。
- (7) 二十歳の式典に関する事。
- (8) 青少年育成推進本部事務局に関する事。
- (9) 山東自然の家に関する事（指定管理者が行うものを除く。）。
- (10) 丹波少年自然の家に関する事。
- (11) 青少年関係機関、団体との連絡調整及び協力に関する事。

第14条第3項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 青少年の補導に関する事。

(西宮市教育委員会教育機関処務規則の一部改正)

第2条 西宮市教育委員会教育機関処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

所属	名称	教育機関の長の名称	教育機関の職員	
			課長相当の職	一般職員

学校教育部	総合教育センター	所長	所長	主査 副主査
学校支援部	山東自然の家	所長		主事 指導主事 その他必要な職員

第3条中第1項を削り、同条第2項中「第3欄」を「第2欄」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第4欄」を「第3欄」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第5欄」を「第4欄」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条第2項第1号に次のように加える。

セ 教育内容に関すること（他課に属するものを除く。）。

第7条中第4項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1	2	3	4
総合教育センター	教育研修課長	教育研修課の職員	教育研修課の職員
山東自然の家	指定管理者の職員	指定管理者の職員	指定管理者の職員

（西宮市教育委員会公印規則の一部改正）

第3条 西宮市教育委員会公印規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条、第4条関係）中

西宮市立青少年育成センター所長印	【図内文字】 西宮市立青少年育成センター所長之印	てん書	方2.4	青少年育成センター所長
------------------	-----------------------------	-----	------	-------------

を削る。

(西宮市立青少年育成センター条例施行規則の廃止)

第4条 西宮市立青少年育成センター条例施行規則（昭和59年西宮市教育委員会規則第19号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

組織改正に伴う所要の改正を行うため。

西宮市教育委員会事務局処務規則（第13編第1章 組織）

改正案

現行

(組織)

第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。

部等	課
教育総括室	教育総務課
	教育企画課
	教育人事課
	教育職員課
	学校管理課
	学校施設計画課
	学校給食課
	地域学校協働課
	青少年育成課
	学事課
学校教育部	学校改革課
	学校教育課
	学校保健安全課
	特別支援教育課

(略)

(総括課)

第5条 教育委員会における総合的調整、予算経理、その他庶務及び教育委員会内の連絡調整（以下「総括事務」という。）を総括して行う課（以下「総括課」という。）を置く。

2 前項の総括課は、教育総務課とする。

(組織)

第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。

部等	課
教育総括室	教育総務課
	教育企画課
	教育人事課
	教育職員課
	学校管理課
	学校施設計画課
	学校給食課
	地域学校協働課
	新設
	学事課
学校教育部	学校改革課
	学校教育課
	学校保健安全課
	特別支援教育課

(略)

(総括課)

第5条 教育委員会における総合的調整、予算経理、その他庶務及び教育委員会内の連絡調整（以下「総括事務」という。）を総括して行う課等（以下「総括課」という。）を置く。

2 前項の総括課は、教育総務課とする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる事務については、左欄の課
 において行うものとする。

課	事務
教育人事課	教育人事課における予算経理及びその他庶務
学校管理課	学校管理課における予算経理及びその他庶務
学校施設計画課	学校施設計画課における予算経理及びその他庶務
学校給食課	学校給食課における予算経理及びその他庶務
地域学校協働課	地域学校協働課における予算経理及びその他庶務
青少年育成課	青少年育成課における予算経理及びその他庶務
学事課	学事課における予算経理及びその他庶務
学校改革課	学校改革課における予算経理及びその他庶務
学校教育課	学校教育課における予算経理及びその他庶務
学校保健安全課	学校保健安全課における予算経理及びその他庶務
特別支援教育課	特別支援教育課における予算経理及びその他庶務
教育研修課	教育研修課における予算経理及びその他庶務並びに総合教育センター 内の総合的調整

(略)

(教育総括室)

第12条 教育総括室に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

(略)

4 教育人事課

(1) 事務局及び教育機関の職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること（教育職員課の所管に属するものを除く。）。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる事務については、左欄の課
 において行うものとする。

課等	事務
教育人事課	教育人事課における予算経理及びその他庶務
学校管理課	学校管理課における予算経理及びその他庶務
学校施設計画課	学校施設計画課における予算経理及びその他庶務
学校給食課	学校給食課における予算経理及びその他庶務
地域学校協働課	地域学校協働課における予算経理及びその他庶務
青少年育成課	青少年育成課における予算経理及びその他庶務並びに青少年育成セン ター内の総合的調整
学事課	学事課における予算経理及びその他庶務
学校改革課	学校改革課における予算経理及びその他庶務
学校教育課	学校教育課における予算経理及びその他庶務
学校保健安全課	学校保健安全課における予算経理及びその他庶務
特別支援教育課	特別支援教育課における予算経理及びその他庶務
教育研修課	教育研修課における予算経理及びその他庶務並びに総合教育センター 内の総合的調整

(略)

(教育総括室)

第12条 教育総括室に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

(略)

4 教育人事課

(1) 事務局及び教育機関の職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること（教育職員課の所管に属するものを除く。）。

(2) 事務局及び教育機関の職員の給与その他の勤務条件、福利厚生及び公務災害補償に関すること。

(3) 給与、報酬（他課に属するものを除く。）及び旅費（学校園配分旅費に限る。）に係る予算の編成及び予算経理に関すること。

(4) 職員団体にすること。

(5) 事務局及び教育機関の職員の研修（他課及び総合教育センターの所管に属するものを除く。）及び人材養成計画に関すること。

(6) 一般職及び特別職の職員の定数管理に関すること。

(7) 特別職の職員の任免（選考を除く。）、報酬その他勤務条件の総合的調整に関すること。

(8) 防火管理者の資格取得に係る事務に関すること。

(略)

6 学校管理課

(1) 学校管理課における予算経理及びその他庶務に関すること。

(2) 学校管理運営事務、学校運営費標準及び設備基準に関すること。

(3) 学校園における物品出納事務及び財務会計事務に関すること。

(4) 学校施設の維持管理（土木局営繕部学校施設保全課の所管に属するもの及び学校長が実施決定するものを除く。）に関すること。

(5) 教育財産（動産及び他課に属するものを除く。）の管理に関すること。

(6) 学校施設の用地に係る権利関係その他の実態調査及び確認に関すること。

(7) 学校施設の目的外使用に関すること。

(8) 学校体育施設開放事業に関すること。

(9) 学校園の消防計画に係る指導助言及び連絡調整並びに防火管理者の選任及び解任の届出手続に関すること。

削除

削除

(2) 事務局及び教育機関の職員の給与その他の勤務条件、福利厚生及び公務災害補償に関すること。

(3) 給与、報酬（他課の所管に属するものを除く。）及び旅費（学校園配分旅費に限る。）に係る予算の編成及び予算経理に関すること。

(4) 職員団体にすること。

(5) 事務局及び教育機関の職員の研修（他課及び総合教育センターの所管に属するものを除く。）及び人材養成計画に関すること。

(6) 一般職及び特別職の職員の定数管理に関すること。

(7) 特別職の職員の任免（選考を除く。）、報酬その他勤務条件の総合的調整に関すること。

(8) 防火管理者の資格取得に係る事務に関すること。

(略)

6 学校管理課

(1) 学校管理課における予算経理及びその他庶務に関すること。

(2) 教育財産（動産及び他課の所管に属するものを除く。）の管理に関すること。

(3) 学校施設の用地に係る権利関係その他の実態調査及び確認に関すること。

(4) 学校施設の維持管理（土木局営繕部学校施設保全課の所管に属するもの及び学校長が実施決定するものを除く。）に関すること。

(5) 学校施設の整備補修工事（土木局営繕部学校施設保全課の所管に属するものを除く。）の起案事務に関すること。

(6) 学校施設に対する国及び県支出金（学校施設計画課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(7) 学校管理運営事務、学校運営費標準及び設備基準に関すること。

(8) 学校園における物品出納事務及び財務会計事務に関すること。

(9) 学校施設の軽易な維持修繕等に関すること。

(10) 学校施設の目的外使用に関すること。

(11) 学校園の消防計画に係る指導助言及び連絡調整並びに防火管理者の選任及び解任の届出手続に関すること。

削除

7 学校施設計画課

- (1) 学校施設計画課における予算経理及びその他庶務に関すること。
- (2) 学校施設の調査研究及び総合的調整に関すること。
- (3) 学校施設用地の選定に関すること。
- (4) 学校施設の整備に係る計画策定及び事業推進に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (5) 学校施設に係る国及び県支出金に関すること。
- (6) 学校施設の実態調査及び施設台帳の整備に関すること。
- (7) 開発事業等におけるまちづくりに関する条例（平成11年西宮市条例第74号）に基づく協議に関すること。
- (8) 学校施設の標準設計に関すること。

(略)

1 (学校支援部)

第13条 学校支援部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

(略)

3 青少年育成課

- (1) 青少年育成課における予算経理及びその他庶務に関すること。
- (2) 青少年問題の調査研究及び啓発に関すること。
- (3) 青少年の健全育成の推進に関すること。
- (4) 青少年関係団体の育成に関すること。
- (5) 他都市との交流事業実施に関すること。
- (6) 青少年活動指導者の育成に関すること。
- (7) 二十歳の式典に関すること。
- (8) 青少年育成推進本部事務局に関すること。
- (9) 山東自然の家に関すること（指定管理者が行うものを除く。）。
- (10) 丹波少年自然の家にに関すること。
- (11) 青少年関係機関、団体との連絡調整及び協力に関すること。

(12) 学校体育施設開放事業に関すること。

7 学校施設計画課

- (1) 学校施設計画課における予算経理及びその他庶務に関すること。
- (2) 学校施設の調査研究及び総合的調整に関すること。
- (3) 学校施設用地の選定に関すること。
- (4) 学校施設建設等の基本計画及び実施計画並びにこれに伴う予算（過年度債務、償還金等に係るものを含む。）に関すること。
- (5) 学校施設に係る国及び県支出金に関すること。
- (6) 学校施設の実態調査及び施設台帳の整備に関すること。
- (7) 開発事業等におけるまちづくりに関する条例（平成11年西宮市条例第74号）に基づく協議に関すること。
- (8) 義務教育施設の標準設計に関すること。

(略)

(学校支援部)

第13条 学校支援部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

(略)

新設

4 学事課

(略)

5 学校改革課

(略)

(学校教育部)

第14条 学校教育部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

(略)

3 学校保健安全課

- (1) 学校保健安全課における予算経理及びその他庶務に関すること。
- (2) 学校保健計画及び学校安全計画の立案並びに調査研究に関すること。
- (3) 学校保健及び学校安全の指導助言及び研修並びに統計に関すること。
- (4) 就園就学时、幼児児童生徒及び教育職員の健康診断に関すること。
- (5) 学校の環境衛生管理及び感染症の予防に関すること。

(6) 学校事故、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度及び学校災害賠償責任保険等に
関すること。

- (7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (8) 医師会、保健所その他関係機関、団体との連絡調整に関すること。
- (9) 養護教諭実習に関すること。
- (10) 生徒指導に関すること。
- (11) 学校問題解決支援に関すること。
- (12) 青少年の補導に関すること。

(13) 不登校に関すること。

(14) こども未来センターとの連携に関すること (他課に属するものを除く。)

(略)

3 学事課

(略)

4 学校改革課

(略)

(学校教育部)

第14条 学校教育部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

(略)

3 学校保健安全課

- (1) 学校保健安全課における予算経理及びその他庶務に関すること。
- (2) 学校保健計画及び学校安全計画の立案並びに調査研究に関すること。
- (3) 学校保健及び学校安全の指導助言及び研修並びに統計に関すること。
- (4) 就園就学时、幼児児童生徒及び教育職員の健康診断に関すること。
- (5) 学校の環境衛生管理及び感染症の予防に関すること。

(6) 学校事故、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度及び学校災害賠償責任保険等に
関すること。

- (7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (8) 医師会、保健所その他関係機関、団体との連絡調整に関すること。
- (9) 養護教諭実習に関すること。
- (10) 生徒指導に関すること。
- (11) 学校問題解決支援に関すること。

新設

(12) 不登校に関すること。

(13) こども未来センターとの連携に関すること (他課に属するものを除く。)

(略)

西宮市教育委員会教育機関処務規則（第13編第1章 組織）

改正案

(教育機関の名称等)

第2条 教育機関の所属及び名称並びに教育機関の長及び職員は、次のとおりとする。ただし、指定管理者に管理を行わせる教育機関の職員については、当該指定管理者の職員とする。

所属	名称	教育機関の長の教育機関の職員	
		名称	課長相当の職 一般職員
学校教育部	総合教育センタ	所長	主査 副主査
	一		主事
学校支援部	山東自然の家	所長	指導主事 その他の必要な職員
	削除	削除	削除

1 教育機関に担当課長を置くことができる。

2 教育機関に係長を置くことができる。

3 教育次長は、教育機関に西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第10号）（以下「事務局規則」という。）第3条の2のチームを設置することができる。

この場合、事務局規則のチームに関する規定を適用する。

4 教育次長は、所管する課等の事務の連携が円滑に行われるよう常に事務執行状況に意を用い、各課の事務執行体制について調整を行う。

(教育機関の所管等)

第3条 削除

1 (表記しない)別表第1欄に掲げる教育機関の長は、同表第2欄に掲げる職員をもって充てる。

2 別表第1欄に掲げる教育機関の職員は、同表第3欄に掲げる職員をもって充てる。

3 別表第1欄に掲げる教育機関の事務は、同表第4欄に掲げる職員に従事させる。

(略)

現行

(教育機関の名称等)

第2条 教育機関の所属及び名称並びに教育機関の長及び職員は、次のとおりとする。ただし、指定管理者に管理を行わせる教育機関の職員については、当該指定管理者の職員とする。

所属	名称	教育機関の長の教育機関の職員	
		名称	課長相当の職 一般職員
学校教育部	総合教育センタ	所長	主査 副主査
	一		主事
学校支援部	山東自然の家	所長	指導主事 その他の必要な職員
	青少年育成センタ	所長	所長

2 教育機関に担当課長を置くことができる。

3 教育機関に係長を置くことができる。

4 教育次長は、教育機関に西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第10号）（以下「事務局規則」という。）第3条の2のチームを設置することができる。

この場合、事務局規則のチームに関する規定を適用する。

5 教育次長は、所管する課等の事務の連携が円滑に行われるよう常に事務執行状況に意を用い、各課の事務執行体制について調整を行う。

(教育機関の所管等)

第3条 別表第1欄に掲げる教育機関の事務は、同表第2欄に掲げる教育機関が所管する。

2 別表第1欄に掲げる教育機関の長は、同表第3欄に掲げる職員をもって充てる。

3 別表第1欄に掲げる教育機関の職員は、同表第4欄に掲げる職員をもって充てる。

4 別表第1欄に掲げる教育機関の事務は、同表第5欄に掲げる職員に従事させる。

(略)

(事務分掌)

第7条 教育機関の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

2 総合教育センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 教育研修課

ア 教育研修課における予算経理及びその他庶務並びに総合教育センター内の総合的調整に関すること。

イ 教育に関する資料及び情報の収集、整備及び利用に関すること。

ウ 教育の充実と振興に資する講座等に関すること。

エ 総合教育センターの維持管理に関すること。

オ 教育に関する専門的、技術的事項の研究及び指導に関すること。

カ 教育関係職員の研修に関すること。

キ 教育課題についての研究・研修及びその普及に関すること。

ク 学校に関する情報化の推進及び情報教育に関すること。

ケ 学校に関する情報化にかかる総合的調整に関すること。

コ 外国語教育に関すること。

サ 幼保小連携交流に関すること。

シ 教育史編纂に関すること。

ス 西宮市立総合教育センター付属西宮浜義務教育学校との連携に関すること。

セ 教育内容に関すること (他課に属するものを除く。)

(略)

削除

(事務分掌)

第7条 教育機関の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

2 総合教育センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 教育研修課

ア 教育研修課における予算経理及びその他庶務並びに総合教育センター内の総合的調整に関すること。

イ 教育に関する資料及び情報の収集、整備及び利用に関すること。

ウ 教育の充実と振興に資する講座等に関すること。

エ 総合教育センターの維持管理に関すること。

オ 教育に関する専門的、技術的事項の研究及び指導に関すること。

カ 教育関係職員の研修に関すること。

キ 教育課題についての研究・研修及びその普及に関すること。

ク 学校に関する情報化の推進及び情報教育に関すること。

ケ 学校に関する情報化にかかる総合的調整に関すること。

コ 外国語教育に関すること。

サ 幼保小連携交流に関すること。

シ 教育史編纂に関すること。

ス 西宮市立総合教育センター付属西宮浜義務教育学校との連携に関すること。

新設

(略)

4 青少年育成センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年育成課

ア 青少年育成課における予算経理及びその他庶務並びに青少年育成センター内の総合的調整に関すること。

イ 青少年問題の調査研究及び啓発に関すること。

ウ 青少年の健全育成の推進に関すること。

エ 青少年関係団体の育成に関すること。

オ 他都市との交流事業実施に関すること。

カ 青少年活動指導者の育成に関すること。

キ 成人式に関すること。

ク 青少年育成推進本部事務局に関すること。

ケ 山東自然の家に関すること（指定管理者が行うものを除く。）。

コ 丹波少年自然の家に関すること。

サ 青少年の非行化防止活動の企画、推進及び啓発活動に関すること。

シ 青少年の補導及び相談に関すること。

ス 青少年補導委員に関すること。

セ 青少年関係機関、団体との連絡調整及び協力に関すること。

(略)

別表（第3条関係）

1	2	3	4	5
総合教育センター	教育研修課長	教育研修課の職員	教育研修課の職員	新設
青少年育成センター	青少年育成課長	青少年育成課の職員	青少年育成課の職員	
山東自然の家		指定管理者の職員	指定管理者の職員	指定管理者の職員

(略)

別表（第3条関係）

1	2	3	4
総合教育センター	教育研修課長	教育研修課の職員	教育研修課の職員
削除	削除	削除	
山東自然の家	指定管理者の職員	指定管理者の職員	指定管理者の職員

西宮市教育委員会公印規則 (第13編第1章 総務)

改正案

別表第1 (第2条、第4条関係)
印章公印 (一般公印)

名称	ひながた	書体	寸法(cm)	印章公印管守者
(略)				
西宮市立総合教育センター所長印	【図内文字】 西宮市立総合教育センター所長之印	てん書	方2.4	総合教育センター所長
削除	削除	削除	削除	削除
西宮市立学校之印	【図内文字】 西宮市立学校之印	てん書	方3.0	学校長
(略)				

現行

別表第1 (第2条、第4条関係)
印章公印 (一般公印)

名称	ひながた	書体	寸法(cm)	印章公印管守者
(略)				
西宮市立総合教育センター所長印	【図内文字】 西宮市立総合教育センター所長之印	てん書	方2.4	総合教育センター所長
西宮市立青少年育成センター所長印	【図内文字】 西宮市立青少年育成センター所長之印	てん書	方2.4	青少年育成センター所長
西宮市立学校之印	【図内文字】 西宮市立学校之印	てん書	方3.0	学校長
(略)				

西宮市立青少年育成センター条例施行規則（第13編第3章 社会教育）

改 正 案	現 行
<p>廃止</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立青少年育成センター条例（昭和59年西宮市条例第33号）の施行について必要な事項を定める。</p> <p>(補導委員)</p> <p>第2条 補導を中心とした非行化防止活動を推進するため西宮市青少年補導委員（以下「補導委員」という。）を置く。</p> <p>2 補導委員は、前項の目的を達成するためつぎに掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 青少年の問題行為の早期発見および補導に関すること。</p> <p>(2) 情報および資料の収集に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の非行化防止に必要な業務に関すること。</p> <p>(補導委員の委嘱)</p> <p>第3条 補導委員は、次の各号に掲げるところにより、西宮市教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 市立小学校、中学校及び義務教育学校PTA会員 小学校及び義務教育学校の通学区ごとにそれぞれ1名</p> <p>(2) 民生委員・児童委員 小学校及び義務教育学校の通学区ごとに1名</p> <p>(3) 地区青少年愛護協議会委員（前2号に該当する者を除く。） 小学校及び義務教育学校の通学区ごとに1名</p> <p>(4) その他西宮市教育委員会が適当と認めた者</p> <p>2 前項各号に掲げる者のうち、同項第1号から第4号までに掲げるものについての委嘱は、それぞれ当該団体の代表者の推薦を受けて行うものとする。この場合において、同項第1号及び第2号に掲げるものについての推薦は、地区青少年愛護協議会を経由して行うものとする。</p> <p>3 補導委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>4 補導委員は、再任することができる。</p> <p>(補導委員の職務)</p>

第4条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 補導委員は、補導に従事する際には西宮市青少年補導委員証（様式第1号）を携帯するとともに、西宮市青少年補導委員記章（様式第2号）を着用しなければならない。
（教育長への委任）

第5条 この規則の施行について必要な事項は教育長が定める。